

権利擁護センターぱあとなあ島根運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ運営要綱」に基づき、島根県社会福祉士会（以下、「本会」という。）における成年後見制度等権利擁護に関する事業等に関する事項を定め、後見人等の受任者に対する支援並びに権利擁護に関する相談、広報、啓発等の事業活動等を円滑に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会の行うこの事業を、権利擁護センターぱあとなあ島根（以下、「ぱあとなあ島根」という。）と呼ぶ。

(事務所)

第3条 ぱあとなあ島根の事務を処理するため、本会の事務局内に事務所を設置する。

(組織)

第4条 ぱあとなあ島根の運営統括の責任は、本会会長に属する。
2 ぱあとなあ島根の運営に関する業務は、権利擁護委員会が所管する。
3 ぱあとなあ島根の運営にあたっては、本会内にぱあとなあ島根運営委員会（以下「運営委員会」という）を置き、第6条に掲げる活動についての協議等を行う。運営委員会は、松江家庭裁判所の管轄区域に合わせて設置する支部委員会（松江・出雲・浜田・益田・隠岐の5つの支部）によって構成する。

(構成)

第5条 ぱあとなあ島根は、登録員をもって構成し、この事業を実施する。
2 登録員は、本会会員であって公益社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ（以下、「ぱあとなあ」という。）に登録したものである。

(活動)

第6条 ぱあとなあ島根の活動は以下のとおりとする。
(1) 登録員の名簿管理
(2) 成年後見活動に対する支援
(3) 権利擁護に関する相談活動
(4) 権利擁護に関する広報啓発活動
(5) ぱあとなあとの連絡窓口

(制定・改廃)

第7条 この要綱の改廃にあたっては、本会理事会の議決を経るものとする。

附則 この要綱は、2022年4月1日から施行する。